

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年1月12日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 件名

料金系パソコンの賃貸借及び保守サービス

### (2) 入札案件の概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

### (3) 賃貸借期間

平成29年4月1日から平成31年12月31日まで

### (4) 履行場所

総務部お客さまサービス推進室 他15箇所

## 2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日までに平成28年11月7日付け京都市上下水道局告示第36号に定める資格の申請を当局が受理し、資格を有する者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(3) 平成18年度以降において、パソコンの賃貸借及び保守サービス契約の履行実績を有すること。

### (4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

## ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

## 3 入札説明書等の交付方法

入札説明書、一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書については、次のとおり交付する。

### (1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページアドレス

[http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html)

### (2) 交付期間

この公告の日から平成29年1月24日（火）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、入札説明書、4(1)ア「一般競争入札参加資格確認申請書」及び4(1)イ「履行実績調書」については、(1)のホームページにも掲載する。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 履行実績調書

2(3)に掲げる条件に関する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成29年1月24日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

3(1)の場所とする。

なお、郵送により申請書類を提出する場合は書留郵便とし平成29年1月24日（火）午後5時までに3(1)の場所に必着すること。

(3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成29年1月27日（金）に、確認結果を通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成29年1月30日（月）までに、3(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成29年2月1日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなつたとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

(6) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退することができる。

5 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 入札説明書及び仕様書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者がある場合には、届出済みの受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面（様式は問わないものとする。）を平成29年2月1日（水）までに、3(1)の場所へ提出すること（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) 管理者は、(1)による質問を受けたときは、平成29年2月6日（月）までに、回答書を3(1)の場所及びウェブページにおいて閲覧できるようにする。

なお、(1)の質問期限後は、入札説明書及び仕様書に対する質問は受け付けない。

6 予定価格

入札の前に予定価格の公表は行わない。

7 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成29年2月21日（火）午前10時30分

なお、郵送により入札書を提出する場合は書留郵便とし、平成29年2月20日(月)午後5時までに、3(1)の場所に必着することが条件となる。

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

8 入札方法

(1) 入札は、郵送によるものを除き参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。

(2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

(3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。

(4) 入札書に記入する金額は、本件業務に要する費用の総価とし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、有効な入札のすべてが予定価格を超過した場合は、再度入札を1回に限り行う。

10 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

11 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、京都市上下水道局（以下「当局」という。）は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができる。
- (4) (3)により、当局がこの契約を解除した場合において、契約者は、当局が翌年度以降に支払いを予定していた賃借料を請求することはできない。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (8) 本公告及び標準仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (9) 詳細は、入札説明書による。
- (10) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Lease and maintenance services, such as a water-rates system device
- (2) Time-limit for the submission of application:  
5:00 p.m. 24 January, 2017
- (3) Time of tenders:  
10:30 a.m. 21 February, 2017
- (4) Contact point for notice :  
Supplies Section , General Affairs Division, Waterworks Bureau, City  
of Kyoto  
12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minamiku, Kyoto 601-8004 Japan  
Phone 075-672-7728

（上下水道局総務部用度課）